

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工)に係る面談
2. 日時：令和5年8月22日(火) 14:00~15:15
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、石井安全審査官、山下専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名(テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当2名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工)について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 2号機使用済燃料プールからの燃料取り出し方法の見直しに係る記載の変更について、見直しに至った経緯を示すとともに変更理由について説明すること。
- 2号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた一連の作業のうち、今回の申請が該当する範囲を示すこと。
- 燃料取り出しに向けて設置した開口部及び燃料取扱設備等について、燃料取り出し作業終了後における扱いについて示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 10. 放射性気体廃棄物の処理・管理」に関して、前室等に設置したダストモニタの警報設定値の考え方を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制による敷地周辺の放射線防護等」に関して、原子炉建屋南側開口部設置作業によって環境中へ放出される放射性物質質量及びそれによる環境への影響評価を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 12. 作業員の被ばく線量の管理等」に関して、開口部設置作業エリアにおける原子炉建屋内外の雰囲気線量を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ② 自然現象に対する設計上の考慮」に関して、Ss900に対する開口設置後の原子炉建屋の健全性について説明すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工について）
- 指摘事項リスト（まとめ資料への反映箇所）（案件：2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工について）

以上